

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

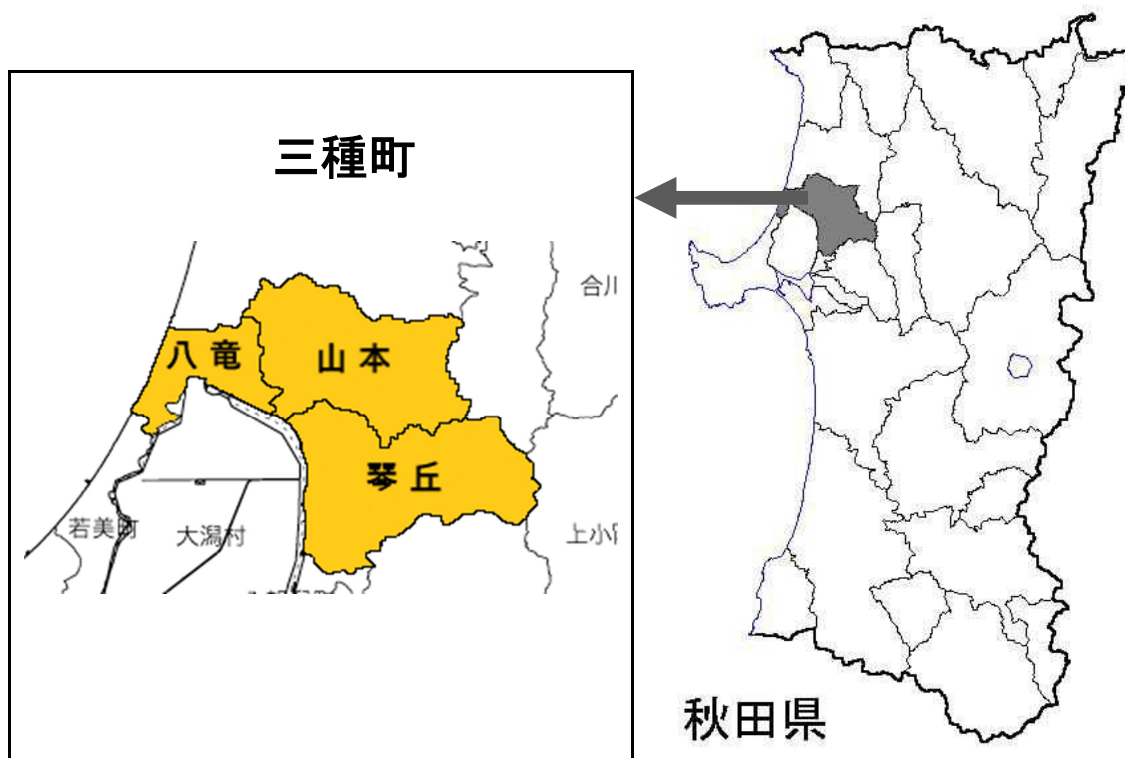
(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

三種町は、秋田県の北西部に位置し、東は北秋田郡上小阿仁村、南は男鹿市、南秋田郡大潟村、八郎潟町、五城目町、西は日本海、北は能代市と接しており、東西が約 30 km、南北が約 20 km である。本町の中央には房住山（標高 409.2m）に源を発する三種川が流れ、八郎湖へと注いでおり、東部の丘陵地から西部の平坦地までゆるやかに傾斜した地勢となっている。

気候については、地形上日本海気候に属し、4月から9月にかけて南東の風が多く穏やかな日が続く、冬季は北または北西の季節風が強い。年平均気温は 11℃前後であるが、過去 30 年間（気象庁：能代観測所 1991 年～2020 年）の内の年平均気温は 11.5℃、最高気温 38.3℃最低気温は -12.4℃を記録している。

降雨量は年間 1,500mm程度で、季節的には春季に少なく秋季に多い。降雪は 11 月下旬から 3 月中旬頃までであり、雪深は 70 cm から 90 cm 程度で、全般的には風水害による自然災害は少ない。



②想定される地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：三種町 WEB ハザードマップ)

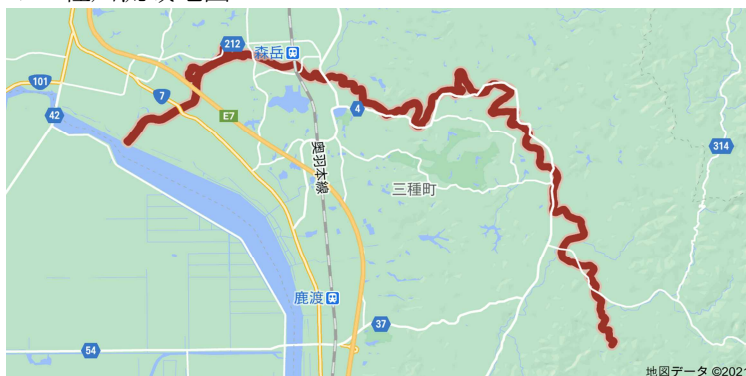
「三種町 WEB ハザードマップ」に土砂災害特別警戒区域と、二級河川「三種川」の浸水想定が表示されている。

浸水想定については、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深を表示したハザード情報となっている。

浸水被害は三種川全流域の広範囲で想定されているが、三種川支流に位置する上岩川、下岩川では一部エリアで10mの最大水深が想定されている。3m以上の浸水が想定される町域に立地する事業所は192件で、全事業所の33%を占めている。業種別ではサービス業が65件と最も多く、次いで建設業 56件、卸・小売業 42件、製造業 17件、その他 12件となっている。

土砂災害警戒区域については、各町域に点在しているが、山間部に位置する森岳、下岩川、上岩川の町域に集中している。この3町域内の特別警戒区域割合を合算した数値は63.1%で、全町域の大半を占めており、土石流や急傾斜地での地滑りなど土砂災害リスクが高くなっている。当該町域に立地する事業所は 139 件で、全事業所の 23.9%を占めている。業種別ではサービス業が51件と最も多く、次いで建設業 35件、卸・小売 30件、製造業 11件、その他 12件となっている。浸水被害及び土砂被害が想定される町域に立地する商工業者が被災し、事業継続に支障をきたす恐れがある。

▽三種川流域地図



▽浸水による洪水被害が予想される町域と事業所数

町域	想定最大水深	事業所数 (合計:581)
鯉川、天瀬川、志戸橋 外岡、浜田、大口、芦崎	浸水想定なし	153
鹿渡	0.5m未満	143
鵜川、	0.5～3.0m未満	93
富岡新田	3.0～5.0m未満	4
豊岡金田、川尻、森岳、久 米岡新田、上岩川、下岩川	5.0～10.0m未満	188

▽土砂災害が予想される町域と事業所数

区分	琴丘地域				山本地域					八竜地域						合計	
	鹿渡	鯉川	天瀬川	上岩川	森岳	豊岡金田	志戸橋	外岡	下岩川	鵜川	浜田	大口	川尻	芦崎	久米岡新田		富岡新田
警戒区域数	6	2	5	28	13	7	0	1	17	7	2	2	1	7	0	0	98
特別警戒区域数	4	2	5	23	13	7	0	1	17	4	1	2	1	4	0	0	84
特別警戒区域割合	4.8%	2.4%	6.0%	27.4%	15.5%	8.3%	0.0%	1.2%	20.2%	4.8%	1.2%	2.4%	1.2%	4.8%	0.0%	0.0%	100.0%
事業所数	143	15	5	4	111	35	21	26	24	93	46	26	12	14	2	4	581

(津波：三種町WEBハザードマップ)

ハザードマップによると、町沿岸部に位置する八竜地域の海岸線より内陸に約1~2kmに渡る範囲の殆どが5m以上の基準水位区域になっている。なお、琴丘地域、山本地域での津波による浸水は想定されていない。

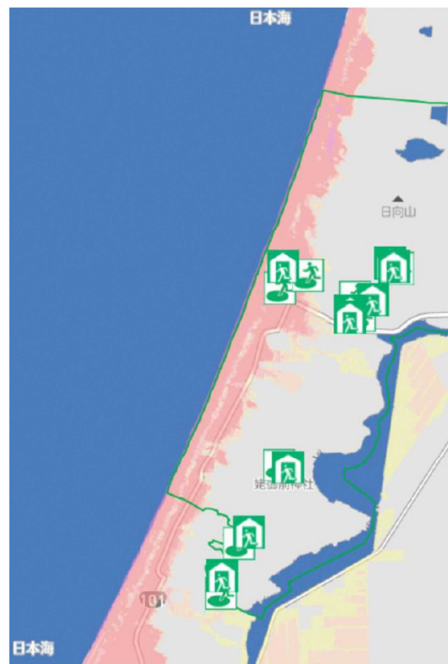
(地震：三種町地域防災計画、J-SHIS)

当町周辺にある主な活断層の活動性については未だ多くが解明されていないが、これらの断層は陸地と海底にあり、大きく動いた場合は大地震、津波等が発生することが予測される。当町に影響の大きい地震動モデルは9パターンあり、いずれも震度6弱以上と予測されている。中でも能代断層帯と3海域連動型では最大震度7を予測しており、このパターンの地震が発生した場合は多くの被害が想定されている。

また、地震の規模が小さい場合でも震源が近いことから被害が大きくなることが予測される。日本海中部地震においては、硬い地盤地域では被害が少なかったが、軟弱な地盤地域では緩い砂層の液状化に伴う被害が大きかったため十分な注意が必要である。

J-SHIS 地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、今後30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる全町域の平均確率は18.1%となっているが、一部では30%を超える町域も確認されており、商工業者が被災し、事業継続に支障をきたす恐れがある。

▽三種町WEBハザードマップ



■	基準水位20.0m以上の区域
■	基準水位10.0m~20.0m未満の区域
■	基準水位5.0~10.0m未満の区域
■	基準水位3.0~5.0m未満の区域
■	基準水位0.5~3.0m未満の区域
■	基準水位0.5m未満の区域

▽町域別の地震発生確率 (%) と事業所数

区分	琴丘地域				山本地域					八竜地域						
	鹿渡	鯉川	天瀬川	上岩川	森岳	豊岡金田	志戸橋	外岡	下岩川	鶉川	浜田	大口	川尻	芦崎	久米岡新田	富岡新田
震度6強以上	0.4	1.0	1.8	0.2	0.4	0.2	0.4	0.6	0.1	3.2	2.9	3.20	3.2	3.2	3.6	3.4
震度6弱以上	3.0	6.1	9.1	1.7	2.8	1.8	2.9	3.5	1.4	12.3	11.0	11.9	11.9	11.3	13.6	12.7
震度5強以上	12.4	22.1	30.4	9.0	11.8	8.2	11.9	13.2	7.7	37.9	32.5	32.5	37.1	32.8	41.3	38.6
事業所数 (合計:581)	143	15	5	4	111	35	21	26	24	93	46	26	12	14	2	4

▽冬季の深夜2時に地震が発生した場合の被害想定 ※発生時期(季節)と時間(昼・夜)によって被害数が変動

地震区分	マグニチュード	最大震度	建物被害		人的被害		ライフライン被害			避難者数 4日後
			全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	上水道 断水人口	LPガス	電力停電 世帯数	
能代断層帯	7.1	7	2,211	2,980	103	593	10,788	1,439	5,705	6,195
3海域連動型	8.7	7	2,301	2,822	87	538	10,646	1,170	5,666	6,010

(暴風、暴風雪)

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。当町においても洪水土砂災害・地震災害だけでなく、暴風、竜巻、暴風雪、大雪などの被害が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速な蔓延により、町内でも多くの感染者が発生した。新型コロナウイルス感染症のような感染症はワクチンや治療薬の供給には時間を要するため、町民の生命及び健康に重大な被害を与える恐れがあり、商工業者にも甚大な影響を及ぼすことが想定される。

(2) 商工業者の状況 (令和5年12月31日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製造業	59	40	町内に点在する。浸水エリア3m以上の浸水想定町域に13件立地。浸水被害想定は比較的少ない。土砂災害警戒区域が多い町域に11件立地している。
建設業	175	137	町内に広く分散する。浸水エリア3m以上の浸水想定町域に56件立地。土砂災害警戒区域が多い町域に35件立地している。
卸・小売業	124	97	町内に広く分散する。浸水エリア3m以上の浸水想定町域に42件立地。土砂災害警戒区域が多い町域に30件立地している。
サービス業	199	178	町内に広く分散する。3m以上の浸水想定町域に65件立地。土砂災害特別警戒区域の多い町域に51件立地している。
その他	24	22	森岳に集中している。3m以上の浸水想定町域に12件立地。土砂災害特別警戒区域の多い町域に12件立地している。
合計	581	474	

(3) これまでの取組

① 町の取り組み

平成19年3月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、町の総合的な災害対策の根幹となる「三種町地域防災計画」を策定した。この計画は、近年の大規模な災害の経験を基に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、風水害、地震・津波災害等に関し、防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を内容としているものであり、町の情勢等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは修正を行っている。令和3年3月策定した三種町みらい創造プランでは大規模災害をはじめ様々な災害に備えるため、三種町防災計画に基づき、町民の共同による防災組織の育成と防災知識の高揚、普及のための活動を積極的に進めるとともに、災害備蓄物資の充実などを行い、危機管理体制の強化を図っているほか、令和4年3月には、国や秋田県における災害に対する上位計画、秋田県津波浸水想定調査及び当町の関連計画、近年の災害の教訓等を反映し修正した。また、令和6年3月には、実態に即した年次修正を行う予定。

また、平成21年5月に町の新型インフルエンザ対策行動計画を、平成27年2月には、国、県

の行動計画に基づき新たに「三種町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、令和2年12月には、新型コロナ業務継続計画を策定した。

これは、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること、住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるよう対策の基本方針を定めている。

1.<安全な地域づくりの推進>基本施策の一部抜粋

- ◆防災知識・意識の普及と防災訓練の実施
- ◆地域自主防災組織の結成と育成
- ◆災害時の協力組織体制と危機管理体制の確立
- ◆災害避難施設の整備充実
- ◆災害備蓄物資の充実
- ◆災害関連施設の整備拡充
- ◆公共施設建築物の耐震対策
- ◆河川改修の促進（三種川河川改修の要望活動）
- ◆海岸保全対策の促進
- ◆治山・治水事業の推進

2.総合防災訓練の実施

県民防災の日（5月26日）に各防災関係機関等の協力を得ながら、実技訓練を主体に実施している。風水害等一般災害が発生したことを想定し、町・防災関係機関・地域住民等が有機的に結合し、実効ある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び技術向上、住民の防災意識高揚等を図っている。

3.防災に関する情報提供

- ◆三種町地域防災計画
- ◆三種町防災マップ及び三種町WEBハザードマップ
 - ・風水害対策　・洪水ハザード情報　・土砂ハザード情報　・津波避難計画
 - ・津波浸水想定図　・わが家の防災対策&チェック　・三種町避難場所及び避難所
 - ・三種町全体図　・防災情報の伝達ルート
- ◆防災行政無線
- ◆防災行政無線メール配信サービス

4.防災備蓄品

秋田県地域防災計画に定める最大避難者数を考慮した備蓄計画に基づき、3日間の備蓄を順次推進している。備蓄品目は、数量内容及び調達方法について検討見直しを行うとともに、秋田県の定める共同備蓄品目の19品目を確保することを目標とし、計画的に整備を進めている。（令和6年2月29日現在）

- ・主食 2,204食　・主食（お粥） 520食　・飲料水 2,533リットル　・粉ミルク 780g
- ・ほ乳瓶 2本　・毛布 529枚　・石油ストーブ 32台　・トイレ 4,016回分
- ・トイレトペーパー 474巻　・紙おむつ（大人用） 120枚　・紙おむつ（子供用） 156枚
- ・生理用品 238枚　・自家発電機 9台　・投光器 9台　・コードリール 10台
- ・燃料タンク 10台　・タオル 624枚　・給水袋 160個　・医薬品セット 3セット

②本会の取組

1.事業者 BCP に関する国、県等の施策周知

災害発生リスク、対策の必要性、メリットを認識してもらうため、BCP 関係リーフレットの配布や、巡回訪問時等に関係ツールの活用による啓発や各種施策の活用を促した。

- ◆主な啓発ツール
 - ・事業継続力強化計画認定制度のご案内（中小企業庁）
 - ・企業の事業継続力を高める BCP を策定しよう（秋田県）
 - ・リスク管理チェックシート（秋田県商工会連合会）

2.防災・減災に関する事業者調査の実施

管内事業者の景況感や経営上の問題点・課題を把握するために実施した経営状況調査アンケート（R2年10月実施）において、「自然災害リスクの認識」「保険の加入状況」「BCP作成について」回答項目を設け、BCPに関する事業者調査を実施し、調査報告書に取りまとめ事業所へフィードバックした。

3.自然災害対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動


定期的にビジネス総合保険パンフレットを送付するとともに、巡回訪問時等に関係資料を携帯しつつ各事業者の災害リスク等を情報提供し、リスクマネジメントを促した。

4.事業継続力強化支援会議への参加

中小企業基盤整備機構が開催する事業継続力強化支援会議へ参加し、事業継続力強化の観点で計画策定の必要性等について学び事業者に対する支援力強化を図った。

5.三種町商工会のBCPマニュアルの更新（別添）

緊急事態の発生に際して職員の安全確保と商工会の物的被害を最小限にとどめ、速やかに事業者支援機能を復旧することを目的に作成した三種町商工会自体の BCP マニュアルについて、国・県等の施策や三種町地域防災計画の改訂状況や現状に応じ内容を修正するとともに、職員の異動において役割変更等の内容更新を行った。

<p>③商工会災害システムにアクセスできる職員は、「職員の被害報告」の項目から安否確認を報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス方法 URL： https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=053441 QRコード：右記コードからサイトへアクセス ・ログイン方法：パスワード「*****」を入力してログイン ※ログイン後の画面でブックマーク追加を推奨する ・報告項目：「職員」をクリック ・入力項目：職員名、被害状況の有無、人的被害状況、物的被害状況 出勤可否、報告者名 <p>④サブリーダーは「安否確認シート」に連絡者の安否情報を記録する</p> <p>3.「本人」から「リーダーまたはサブリーダー」へ安否連絡がない場合 リーダーは、次の点に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本人から安否連絡がすぐに着信しなくても、しばらく様子を見る ②1時間経過後でも連絡がない場合は、リーダーから本人へ安否確認ショートメールを送る ③それでも返答が来なければ、次の「4.」の可能性を考慮し、コミュニケーション手段を変更する <p>4.「本人」から「リーダーまたはサブリーダー」へ連絡できない状況にある場合 携帯やスマホの紛失、故障、バッテリー切れ、あるいは命の危険にさらされている場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①無理に連絡をとろうとしないで、危険を全力で回避すること ②後日、災害用伝言サービスや最寄りの公衆電話ボックスを利用して安否を伝えてもよい ※三種町商工会 電話番号：0185-83-3010 <p>5. コミュニケーションツール 商工会側、職員側を問わず、日頃から電話、ショートメール以外に複数の伝達手段を確認しておくこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害用伝言サービス（171の他、携帯各社の災害伝言サービス） ②最寄りの公衆電話ボックスの確認 ③SNS（LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等）の利用 									
<p>Ⅲ. 避難計画</p> <p>1. 避難計画の目的 勤務時間中に緊急事態が発生した時、職員および商工会訪問者等が安全に避難するための手順。</p> <p>2. 緊急事態の告知方法 災害の種類によって複数の方法で緊急告知が行われます。下記は一例です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①火災：セコム警報装置、火災報知機 ②地震：緊急地震速報（各自の携帯・スマホに緊急着信）、三種町防災無線 ③豪雨、洪水、暴風雪：サイレン、（各自の携帯・スマホに防災着信）、三種町防災無線 <p>3. 非常時の持ち出し 避難の際、担当者は速やかに「非常時持ち出しリュック」を携行し、避難集合場所に向かうこと。非常時持ち出しリュックの内容と担当者は次の通り。</p> <p>①非常持ち出しリュックへ備え付け場所「商工会長室内の棚」</p> <table border="1"> <tr> <td>貴重品 (金庫に保管)</td> <td>印鑑(会長印)、貴重品、貯金通帳、権利証(これら一式金庫に保管し避難) ※洪水の場合は商工会館2階へ避難</td> </tr> <tr> <td>リュック</td> <td>BCP 文書・携帯ラジオ・懐中電灯・予備電池・救急セット</td> </tr> <tr> <td>携帯品</td> <td>ホイッスル、緊急用メモ帳とペン</td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td>総務担当：(菊地美紀) / 総務補佐：(児玉翠子)</td> </tr> </table>		貴重品 (金庫に保管)	印鑑(会長印)、貴重品、貯金通帳、権利証(これら一式金庫に保管し避難) ※洪水の場合は商工会館2階へ避難	リュック	BCP 文書・携帯ラジオ・懐中電灯・予備電池・救急セット	携帯品	ホイッスル、緊急用メモ帳とペン	担当者	総務担当：(菊地美紀) / 総務補佐：(児玉翠子)
貴重品 (金庫に保管)	印鑑(会長印)、貴重品、貯金通帳、権利証(これら一式金庫に保管し避難) ※洪水の場合は商工会館2階へ避難								
リュック	BCP 文書・携帯ラジオ・懐中電灯・予備電池・救急セット								
携帯品	ホイッスル、緊急用メモ帳とペン								
担当者	総務担当：(菊地美紀) / 総務補佐：(児玉翠子)								

◆BCP マニュアルの内容

- ・ BCP 目的と緊急対応組織
- ・ 安否確認・コミュニケーション
- ・ 避難計画
- ・ 非常時の備蓄
- ・ 帰宅困難者対応
- ・ 火災対応
- ・ 地震対応
- ・ 豪雨・洪水・暴風雪対応
- ・ 新型ウイルス感染症対応
- ・ 重要業務の継続
- ・ 復旧活動
- ・ 安否確認シート
- ・ 被害状況調査シート
- ・ 緊急通報連絡先リスト
- ・ 重要設備備品関係業者リスト
- ・ 関係機関リスト

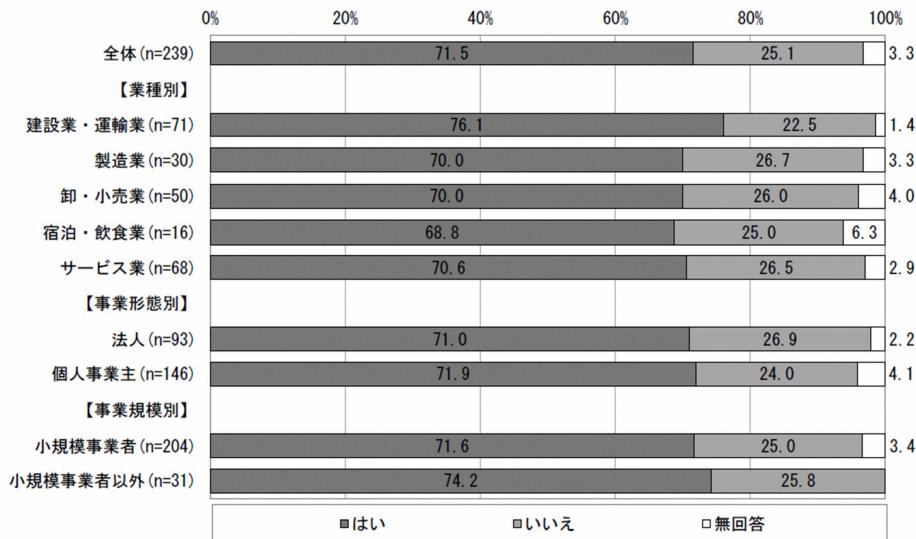
II 課題

1. 事業者の災害危機に対する意識不足

9-2 地域のハザードマップを見たことがあるか

問 13 地域のハザードマップを見たことがありますか。

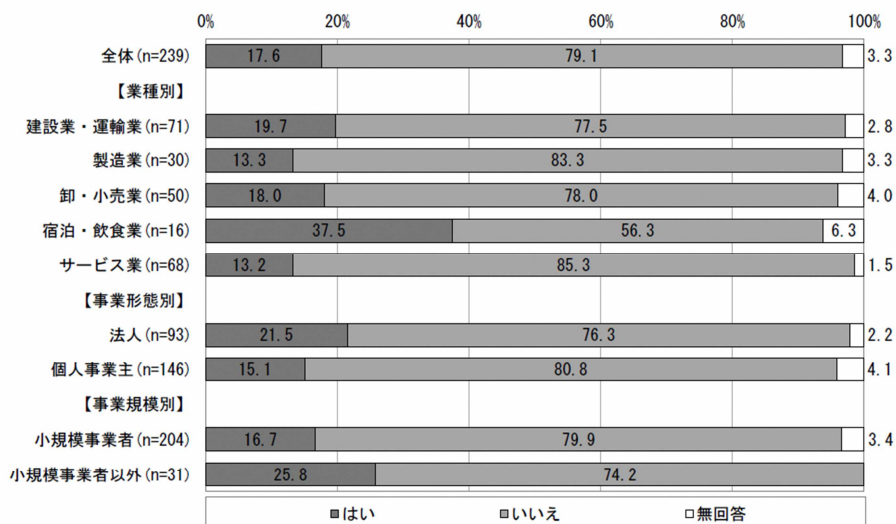
全体では、「はい」が71.5%、「いいえ」が25.1%となっています。



9-4 災害時に低利融資や補助金の優遇、または保険料の割引等の支援が受けられる計画書の作成をしてみたいか

問 15 災害時の備えとして低利融資や補助金の優遇、または保険料の割引等の支援が受けられる計画書の作成をしてみたいですか。

全体では、「はい」が17.6%、「いいえ」が79.1%となっています。
業種別では、宿泊・飲食業で「はい」が37.5%と、他の業種に比べて高くなっています。



経営状況調査アンケートでは、地域のハザード情報を認識している事業者が71.5%を占める一方、「事業者BCPの作成をしてみたい」の回答が17.6%に留まっており、BCPのメリット、必要性、効果等の理解が不足している状況が明らかになった。事業者の危機管理意識の醸成が求められている。

2. 支援ノウハウの不足

BCPを推進する職員のノウハウや経験が不足しているため、職員のスキルアップを図ったうえで事業者BCPを推進することが望ましい。特に感染症対策においては、事業所の業種別に必要な対策が異なるため、専門家の活用及び損保会社との連携が必要である。

3. 事業継続力強化支援に関する町との連携強化

三種町地域防災計画の中で経済復興支援計画が策定されており、商工会が「地域経済復興支援対策本部」の構成機関となっている。災害時に被災した中小企業者が事業継続または速やかな事業再開ができるように、具体的な手順を協議するなど関係機関との連携強化を図る必要がある。

III 目標

三種町地域防災計画を踏まえ、管内における小規模事業者の持続的発展に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響やリスク認識の醸成を図り、個社の経営状況に合った実効的な事業継続力強化を促進するとともに、自然災害発生時の被害状況把握や応急活動及び復旧活動を迅速に推進し、地域経済機能の維持確保に寄与すること目標とし、以下の取組を実施する。

- 1.管内事業者に対し災害リスク及び事前対策の必要性について周知する。
2. BCPを推進する職員のスキルアップ並びに専門家等の活用・連携を強化する。
- 3.事業者の被災等による事業中断から復旧等を速やかに行うため、緊急時における優先業務を継続できるよう事業者BCP策定支援を積極的に推進する。
- 4.災害時における連絡体制を円滑に行うため、関係機関と被害情報の共有化を図り報告ルートを確立する。
- 5.発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 6.感染症については速やかに拡大防止措置を行えるよう、三種町商工会BCPにおいて細分化したフェーズとマニュアルに合わせて対応する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

自然災害等発生予測や最新の国・県等の施策、三種町地域防災計画の改訂状況を踏まえ、必要に応じ内容の見直しを行う。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と三種町との役割分担、協力体制等を整備し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

① 事業者に対する災害リスクの周知

- ◆管内事業者に対し、巡回訪問時等に啓発ツール及び事業継続力強化計画書を活用し、事業所が立地するエリアの自然災害等リスク及びその影響を軽減するための取組、対策について個別に説明する。
- ◆BCPを推進する職員の支援ノウハウ蓄積とスキルアップを目的に、事業継続力強化支援に係るオンラインセミナー等へ積極的に参加する。
- ◆BCPの専門家を招き、小規模事業者に対する普及・啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ◆新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、換気設備の設置、非接触型の環境を整備するための情報提供等により、感染症対策に繋がる支援を実施する。

② 事業者BCP策定の推進

- ◆リスク管理チェックシートにより事業者の災害リスク把握及び予備診断リスク分析を行う。
- ◆損保会社提供支援ツール比較表による災害補償等の提案及び共済推進を行う。
- ◆BCPヒアリングシート・BCP策定シート（全国商工会連合会提供）を活用したBCP策定支援を実施する。

③ 三種町商工会BCPの更新

- ◆自然災害等発生予測や最新の国・県等の施策、三種町地域防災計画の改訂状況や、現状に応じ見直しを行うとともに、職員の異動がある場合は役割変更について等の更新を行う。

④ 関係団体等との連携

- ◆地域経済復興支援対策本部の構成機関である、三種町、山本地域振興局、管内金融機関と災害時の役割を明確化するため事業継続力強化に資する情報を共有し、実効性等を協議する。
- ◆連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ◆感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

⑤ フォローアップ

- ◆事業者のBCP策定に向けた取り組み現状、策定後の運用状況を定期的に確認し、実効性を高めるためのフォローアップを継続的に行う。

2.発災後の対策（詳細は三種町商工会BCPマニュアルに従う）

自然災害等による発災時は人命救助と安全確保を第一とし、次の手順で管内の被害状況の把握に努め、関係機関へ周知し対策を講じる。また、感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、三種町における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

①応急対策の実施可否の確認

◆緊急事態の定義は下記の事態が発生した場合とする

- ・三種町内での地震（目安として震度5強以上）
- ・三種町内での豪雨、洪水、暴風雪
- ・職員及び職員の家族が新型コロナウイルスに感染した時

◆緊急対応組織の参集条件

- ・勤務時間内に緊急事態が発生した場合 ⇒ 全職員は三種町商工会へ直ちに参集する
- ・勤務時間外に緊急事態が発生した場合 ⇒ 自宅の安全と家族の無事を優先し、可能な者は参集する

◆緊急事態対応組織

- ・緊急事態が発生した場合、職員は下記の役割を担うこととする

役 職	担当地区	主な役割
事務局長	全地区	リーダー
副事務局長	全地区	サブリーダー
経営指導員	琴丘地区	琴丘地区の安否確認（主担当）
経営指導員	山本地区	山本地区の安否確認（主担当）
経営指導員	八竜地区	八竜地区の安否確認（主担当）
経営支援員	商工会館	総務主担当
経営支援員	商工会館	総務補佐
経営支援員	琴丘地区	琴丘地区の安否確認（補佐）
経営支援員	山本地区	山本地区の安否確認（補佐）
経営支援員	八竜地区	八竜地区の安否確認（補佐）

◆三種町商工会に参集できない職員の安否確認（発災後1時間以内）

- ・災害発生の際は、原則として「本人」から「リーダーまたはサブリーダー」へ安否連絡を入れることとする
- ・安否連絡は各自の携帯電話・スマートフォンで電話連絡、ショートメールの使用を優先し、「自分の安否」と「出勤・退勤・直帰の意向」など業務従事の可否を伝達する

◆被害状況の把握と関係機関との情報共有

- ・人的被害の有無、近隣の大まかな被害状況（家屋被害、事業所被害、ライフライン等）を被害状況調査シートに記録し、商工会災害システム（通信可能な場合）に登録する
- ・三種町商工会BCPでリストアップした関係機関と被害状況を共有する

三種町商工会	関係機関名	担当窓口
事務局	三種町（対策本部）	商工観光交流課
会長	山本地域振興局	総務企画部
副会長	秋田県商工会連合会	総務部

② 応急対策の方針決定

当会と三種町の間で共有した被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

◆ 被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内の家屋や事業所等で「屋根や看板等が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、一部破損の比較的軽微な被害の発生を確認し、その割合が10%程度に広がっている場合。 管内の1%程度の家屋や事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「ブロック塀の倒壊」等大きな被害が発生している場合。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない状態であったり、交通網が遮断される孤立状態にあるなど、状況確認ができない場合。 	1)緊急相談窓口の設置・相談業務 2)被害調査・経営課題の把握業務 3)復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内の家屋や事業所等で「屋根や看板等が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、一部破損の比較的軽微な被害の発生を確認し、その割合が1%程度に広がっている場合。 管内の0.1%程度の家屋や事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」「ブロック塀の倒壊」等大きな被害が発生している場合。 	1)緊急相談窓口の設置・相談業務 2)被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆ 被害情報の共有

期 間	情報共有の回数と間隔
被災後～1週間以内	1日4回（9時、11時、14時、16時）
2週間以内	1日2回（9時、14時）
1か月以内	1日1回（9時）
1か月超	週1回（毎週金曜日11時）

3. 発災時における指示命令系統・連絡体制

① 指示命令系統・連絡体制

自然災害発災時に管内事業者の被害情報の迅速な報告及び、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

② 二次被害を防止するための被災地域活動

二次被害を防止するための被災地域活動については三種町対策本部の指示に従い、活動方針と取組の内容を決定する。

③ 被害状況確認方法

被害状況調査シート及び対策本部との情報共有により把握した被害状況を商工会災害状況報告システムに登録し管理する。

④ 被害額（建物、設備、商品等）の算定方法

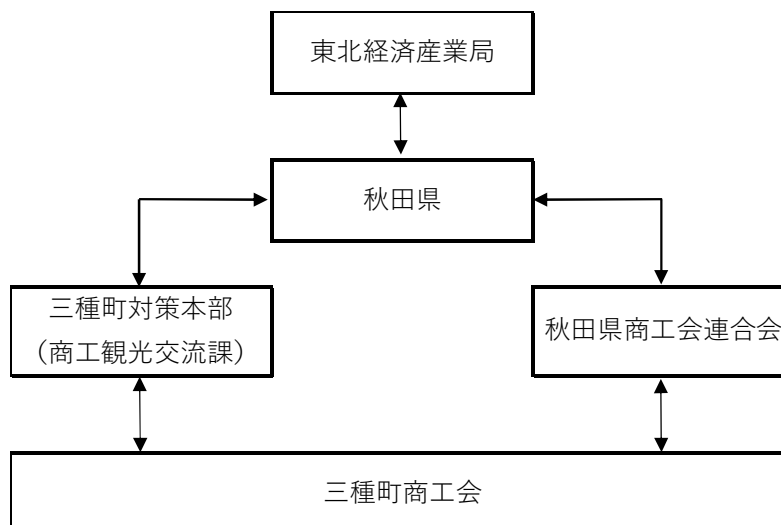
直接被害額は、被害を受けた施設及び資産について、復旧に要する費用の総額を算出し、被害

額の推定を行う。基本的な算出方法は損保会社の算定基準に準ずる。

◆指示命令系統・連絡体制図

⑤関係機関との情報共有

当会と三種町が共有した情報を、県の指定する方法により三種町から県へ、当会から県商工会連合会へそれぞれ報告する。感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と三種町が共有した情報を県の指定する方法で報告する。



4.応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

①緊急相談窓口の開設

三種町と協議のうえ、安全性が確認された場所において緊急相談窓口を開設する。
また、国・県から依頼を受けた場合についてもこれに従うものとする。

②地区内小規模事業者等の被害状況確認

災害発生後の時間経過に合わせて被害調査項目を区分し、優先順に以下の方法で調査する。

時間経過	調査項目	調査方法
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> 安否及び人的被害の有無 近隣事業所の大まかな被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話（通話、SNS）、ショートメール
1週間前後	<ul style="list-style-type: none"> 物的被害等の有無及び詳細 2次災害リスクの有無及び詳細 保険加入状況及び補償の有無 間接被害の有無 事業継続の可否 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回訪問による目視及び事業所からの聞き取り 相談窓口対応及び電話、FAXによる聞き取り
2週間前後	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況、間接被害の詳細 事業継続対策 (サービス提供、サプライチェーン、資金調達、雇用維持、建物修繕等) 経営課題 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回訪問による聞き取り 相談窓口による聞き取り

※感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

③応急時に必要な被災事業者施策の周知

HP、リーフレット、巡回訪問相談窓口で地区内小規模事業者等へ周知する。
また、対策本部各機関にも周知の協力を依頼する。

5.地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を商工会連合会に相談する。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

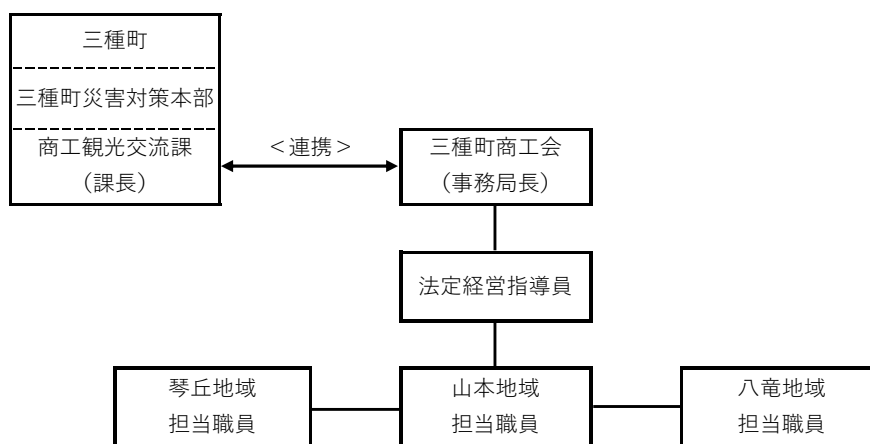
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等） (R6年3月現在)

- ・ 商工業者数
581人
- ・ 小規模事業者数
553人
- ・ 会員数
408人
- ・ 職員数
事務局長 1名
経営指導員 4名
経営支援員 5名
合計 10名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導

導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先
 - ・ 氏名：伊藤公人（法定経営指導員）
 - ・ 連絡先：TEL 0185-83-3010
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）
法定経営指導員が主体となって以下のとおり対応する
 - ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行を推進
 - ・ 本計画に基づく進捗状況管理
 - ・ 必要に応じ本計画の見直しを行う（1年毎）
 - ・ 他職員のスキル向上支援

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①三種町商工会

住所 〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬 188-2

連絡先 TEL：0185-83-3010 FAX：0185-83-3014 E-mail：mitane@skr-akita.or.jp

②三種町（三種町商工観光交流課）

住所 〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子 8

連絡先 TEL：0185-85-4830 FAX：0185-72-1536

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
①BCPセミナー開催等 ・講師謝金、旅費 ・会場借料 ・開催通知等	150	150	150	150	150
②リーフレット、チラシ 作成費等	100	100	100	100	100
③備蓄品	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金(国・県・町)、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等